

エネルギー供給構造高度化法の 基本方針及び判断基準について（案） （電気事業分野）

平成28年2月9日

経済産業省

資源エネルギー庁

エネルギー供給構造高度化法について

法律の構成・規定内容

基本方針

- ✓ 非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ✓ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項
- ✓ その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項

判断基準

- ✓ 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項
- ✓ 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実施の確保に関する事項
- ✓ その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

指導及び助言、勧告、命令

- ✓ 経済産業大臣は、判断基準を勘案し、必要な指導及び助言を行う。
- ✓ 非化石エネルギー源の利用の状況が著しく不十分である場合は勧告。
- ✓ 正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合、総合エネ調の意見を聞いて、勧告に係る措置をとるべきことを命令できる。

対象者・実施内容

基本方針

- ✓ 「エネルギー供給事業者」が対象
- ✓ 基本方針の定めに留意して、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努める。

判断基準

- ✓ 「特定エネルギー供給事業者」が対象
- ✓ 判断基準で定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を策定し、経済産業大臣に提出。

- ✓ 「エネルギー供給事業者」とは、小売電気事業者、一般送配電事業者（小売供給に係るもの）及び登録特定送配電事業者をいう。
- ✓ 「特定エネルギー供給事業者」とは、その供給する電気の供給量が5億kWhを超えるものをいう。

供給構造高度化法の改正の全体像

基本方針

- 電気事業全体の非化石電源導入の目標を44%以上とすること※¹を掲げるとともに、小売電気事業者等※²及び国が非化石エネルギーの有効利用のために講ずべき措置を規定する。

判断基準

- 前事業年度の電気の供給量が5億kWh以上である小売電気事業者等に対して、平成42年度における非化石電源の比率を44%以上とすることを求める。共同による達成も妨げない。
- 既に目標を達成する事業者においても非化石電源比率向上のための努力を求める。
- 目標達成に向けては、毎年評価を行い、目標達成の状況と到達に向け適切な取組を行っているかを評価する。加えて、定量的な中間評価の基準を設け、定量的な目標に合理的な理由なく達していない場合は、指導及び助言、勧告、命令の対象とする。
- 毎年の定性的な評価に加え、定量的な評価により、目標の達成の確度を高めていく。

温暖化対策への配慮（高度化法以外の措置も含む）

- CO2排出係数も参考値として求めるとともに、高度化法の施行の状況について、環境省に連絡。
- 小売営業ガイドラインにおいて、CO2排出係数の開示を望ましい行為として規定。
- 温暖化対策法において、全ての小売電気事業者に対するCO2排出係数の報告を要請。

※¹ 省エネ法に基づき、発電段階において、エネルギーミックスと整合的な火力発電全体の発電効率を達成とすることとあわせて、結果として、2030年度時点での電気事業全体の排出係数が0.37kg-CO₂/kWh相当となる。

※² 電気事業法における小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者（一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者は小売供給部分に限る。）²

基本方針の規定内容

- エネルギー基本計画では、安全性を大前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ることが基本的視点とされている。
- これを前提に、小売電気事業者等が講ずべき措置として、非化石電源の比率を電気事業全体として44%以上とすることを目標とする。共同による達成も妨げない。
- 国が講ずべき施策として、
 - ✓ 固定価格制度の適切な運用を行うとともに、再生可能エネルギー源間のバランスの取れた最大限の利用拡大と国民負担の抑制の両立の観点及び中長期的な自立電源化の観点から、必要に応じて適切な見直しを行う。
 - ✓ 再生可能エネルギーについて、系統整備や系統運用ルールの整備、発電設備の高効率化・低コスト化や系統運用の高度化等に向けた技術開発、関連規制の合理化等の事業環境整備を行う。
 - ✓ 原子力については、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、きめ細やかな広聴・広報、立地地域に対する支援、事業環境の在り方の検討、ウランの安定供給、核燃料サイクル、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を進める。
 - ✓ 国は、我が国全体の非化石電源目標の達成に資するよう、国として行うべき環境整備（原子力に係る事業環境整備のほか、技術開発や、卸電力取引の活性化など）を行う。
- 小売事業者等は、自主的枠組みにおけるPDCAサイクルの徹底や成功事例やノウハウの共有に努め、電気事業全体として非化石電源の活用が促進されるように努める。

判断基準の規定内容 ①

非化石エネルギー源の利用の目標

- 小売電気事業者等は、平成42年度において、非化石電源の比率を44%以上とすることを目標とする。目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。
- 既に44%の目標を達成した事業者であっても、非化石電源の比率のさらなる向上への努力を求める。
- 合理的な理由がある場合を除き、目標達成に向けた取り組みが進んでいない場合は、国全体としての目標の到達の程度を勘案しつつ、事業者に対する指導や助言を行う。
- 指導及び助言や勧告及び命令に当たっては、非化石エネルギー源の利用の実施方法について事業者の自主性を最大限尊重する。
- 国は、非化石電源の比率の向上に向けて適切な取り組みを行っているかを評価する。したがって、個別の事業者について、目標を達成していなければ直ちに指導及び助言、勧告等を行う訳ではなく、逆に目標を達成している事業者についても更なる取り組みを求める運用を行う。
- 国は、毎年事業者及び複数事業者の単位で目標到達の状況と到達に向け適切な取り組みを行っているかを評価する。加えて、定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高める。
- 国は、事業者の責めに帰さない正当な理由により、電気事業全体として非化石電源の目標の達成の蓋然性が低い場合は、制度等の見直しを検討するものとする。

判断基準の規定内容 ②

非化石エネルギー源の利用の実施方法

- 小売電気事業者等は、再生可能エネルギーを最大限に活用していく観点から追従性の高い石炭火力や天然ガス火力からの電源調達に努めること。
- 小売電気事業者等は、再生可能エネルギーの導入の観点から、省エネ法のベンチマーク指標等を参考に高効率な火力発電からの電源調達に努めること。

再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

- 小売電気事業者等は、固定価格買取制度に基づき再生可能エネルギー電気の調達を行う場合は、固定価格買取制度の規定の適切な履行を行うこと。

その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

- 小売電気事業者等は、非化石電源目標の達成に向けPDCAを徹底するとともに、審議会による評価を受けるものとする。

その他

共同達成について

- 共同達成の方法は、電気事業者の自主性を尊重する観点から、当面、国として具体的な類型は示さないが、今後の事業者の取組状況等を勘案し、必要に応じて指針に盛り込むことを検討していく。
- 各事業者の取組状況の評価に関して、目標達成に向けた取組を共同で行っていることを評価に反映することを希望する事業者は、当該取組を行っていることを示す書類を提出することを想定。

電気事業者の自主的な火力効率化の枠組と支える仕組み

①電力の自主的枠組みの強化を、②省エネ法と③高度化法などによる措置で支え、「実効性」と「透明性」を確保。

排出係数0.37kg-CO₂/kWh(2030年度)の達成を実現

①【電気事業者の自主的な枠組】

0.37kg-CO₂/kWh(2030年度)というエネルギーミックスと整合的な目標を設定（販売電力の99%超をカバー）
新たなフォローアップの仕組みの創設
「電気事業低炭素社会協議会」を創設 → 個社の実施状況を毎年確認し、必要に応じ個社の計画を見直し

②【支える仕組み】（発電段階）

○省エネ法によるルール整備

- ・発電事業者に火力発電の高効率化を求める
 - 新設時の設備単位での効率基準を設定
(石炭:USC並, LNG:コンバインドサイクル並)
 - 既設含めた事業者単位の効率基準を設定
(エネルギーミックスと整合的な発電効率)

③【支える仕組み】（小売段階）

○高度化法によるルール整備

- ・小売事業者到低炭素な電源の調達を求める
 - 全小売事業者
 - 2030年度に非化石電源44%
(省エネ法とあわせて0.37kg-CO₂/kWh相当)
 - 非化石電源比率に加え、CO₂も報告対象に含める
 - 共同での目標達成

実績を踏まえ、経産大臣が、指導・助言、勧告、命令。[実効性と透明性を確保]

【支える仕組み】（市場設計）

自由化と整合的なエネルギー市場設計：小売営業ガイドライン等

エネルギーミックスにおける省エネ法と供給構造高度化法の関係

省エネ法

エネルギーを消費する者（事業所等）のエネルギー使用の合理化



発電事業者への規制



発電設備の設置・運転時における
化石エネルギー使用の合理化



火力発電の高効率化
(USC水準等)



2030年時点での排出係数は
0.37kg-CO₂/kWh相当

高度化法

エネルギーを供給する事業者（小売）による選択



小売電気事業者への規制



小売電気事業者が非化石電源を選択



非化石電源 44%

参考資料

エネルギー供給構造高度化法の体系

エネルギー源

非化石エネルギー源

再生可能エネルギー源
永続的に利用可能なもの
(政令で規定)

化石燃料

原油、石油ガス、可燃性天然ガス、石炭、
これから製造される燃料
(政令で規定)

化石エネルギー原料

利用

利用

利用

有効利用

エネルギー

電気

熱

燃料
製品 (政令で規定)

エネルギー供給事業者

電気事業者

- ・小売電気事業
- ・登録特定送配電事業

・一般送配電事業

熱供給事業者

・熱供給事業

ガス事業者

- ・一般ガス事業
- ・ガス導管事業
- ・大口ガス事業

石油事業者

- ・石油精製事業等

その他

- ・石炭ガス事業
- ・LPガス事業

「特定事業者」
として規定

計画の作成

(対象：政令で定める要件に該当する者)

判断基準に照らして取組みの状況が著しく不十分な場合に経済産業大臣は勧告・命令を措置することができる。

エネルギー供給構造高度化法 基本方針について

- エネルギー供給構造高度化法において、全てのエネルギー供給事業者を対象とした基本方針を定めることとしている。
- エネルギー供給事業者は、事業を行うに当たり、基本方針に留意して非化石エネルギー源の利用及び化石燃料の有効な利用の促進に努めなければならない。
- 基本方針においては、
 - ✓ 非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - ✓ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項
 - ✓ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項を定めることとされている。

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項について、**エネルギー需給の長期見通し、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定める**ものとする。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項について環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

（エネルギー供給事業者の責務）

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

エネルギー供給構造高度化法 判断基準について

- 非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効利用が技術的かつ経済的であり、特にその促進が必要と認められる事業者（特定エネルギー供給事業者、特定燃料製品供給事業者）は、事業ごとに、判断の基準となるべき事項を策定する必要がある。
- また、その中でも、前事業年度のエネルギー・燃料製品の供給量が一定以上の規模の事業者は、計画の作成及び経済産業大臣への提出が必要となる。

（特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項）

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項
- 二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項
- 三 その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、**エネルギー需給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。**

（指導及び助言）

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、非化石エネルギー源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の作成）

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気（電気事業者が他の電気事業者に供給したものを除く。）若しくは熱（熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く。）の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における供給する電気若しくは熱の供給量又は製造し供給する燃料製品の供給量は、政令で定めるところにより算定する。

（勧告及び命令）

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定エネルギー供給事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。